

教育資金一括贈与口座

項 目	内 容
商 品 名	◆「きょうえい教育資金一括贈与口座」
ご利用いただける方	◆個人（祖父母さま等の直系尊属の方から教育資金の贈与を受ける 30 歳未満の方で、贈与を受けた前年の合計所得金額が 1,000 万円を超えていない方）
対象となる預金	◆普通預金 ☆ 口座開設時に教育資金管理特約を締結させていただきます。 ☆ 本預金はATM、口座振替でのお引出し及び振込みでのお預け入れはお取扱いたしません。また、インターネット・バンキングの契約やキャッシュカードの発行はお取扱いたしません。
口座開設方法	◆当組合本支店の窓口でお申し込みいただけます。 ◆この口座は、受贈者お一人さま一金融機関一店舗でのみ開設できます。
お預け入れ方法	◆口座開設店の窓口でのみお預け入れできます。 ◆本口座へのお預け入れは、原則、贈与を証する書面（贈与契約書等）に基づく贈与者からの贈与資金の一括のお預入に限ります。 ◆本口座にお預け入れいただけるのは、贈与により金銭を取得した日（通常は贈与契約日）から 2 ヶ月以内のお預け入れに限ります。
お預け入れ期限	◆令和 3 年 3 月 3 1 日（水）までとなっております。
お預入金額	◆10 万円以上 1,500 万円以下 1 円単位 （利息は預入限度額に含みません。）
お引出し方法	◆口座開設店の窓口でのみお引き出しいただけます（口座開設店以外の店舗でのお引き出しはできません。） ◆教育資金の支払いを証明する領収書等（原本）を窓口にご提出いただきます。詳しくは店頭にてご照会いただくか、文部科学省のホームページ等をご参照ください。
適用金利	◆店頭表示金利（普通預金利率）
管理手数料	◆無料です。
預金契約の終了	◆以下のいずれかに該当し、教育資金管理特約が終了したときに預金契約も終了となります。 ① ご預金者（受贈者）の方が 30 歳に達したとき（ただし、ご預金者の方が令和元年 7 月 1 日以降に 30 歳になられた場合、学校在学等を条件に最長 40 歳までご利用いただけます。） ② ご預金者の方が死亡されたとき ③ 口座残高が「0」となり、合意解約したとき
贈与者（祖父母様等）がお亡くなりになった場合	◆贈与者（祖父母様等）がお亡くなりになった日から 3 年以内に贈与を受けた資金について非課税措置の適用を受けたことがある場合は、そのお亡くなりになった日の管理残額について、ご預金者の方が贈与者（祖父母様等）から相続または遺贈により取得したものとみなされ、相続税の対象となります。 なお、上記の取扱いは、ご預金者の方が 23 歳未満である場合、学校等に在学している場合、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には適用されません。
そ の 他	◆口座開設には、贈与契約書や戸籍謄本等をご提出いただく必要がございます。詳しくは店頭でご確認ください。

項 目	内 容															
<p>苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置</p>	<p>◆ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある「営業店」または「お客様相談室」をご利用ください。 【協栄信用組合（総務部）「お客様相談室」】 電話番号：0120-66-1534 受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日及び信用組合の休業日は除く） 受付時間：9時00分～17時00分 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.kyoei-shinkumi.jp/</p> <p>◆ 紛争解決措置 新潟県弁護士会示談あっせんセンター（電話：025-222-5533） 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の当組合（総務部）「お客様相談室」、又は下記の「新潟県信用組合協会」、「しんくみ相談所」にお申し出ください。 なお、仲裁センター等は東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。</p> <p>① 移管調停： 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停： 東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会事務所と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <table border="1" data-bbox="450 1373 1423 1675"> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>新潟県信用組合協会</td> <td>しんくみ相談所 【一般社団法人全国信用組合中央協会】</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>〒950-0088 新潟市中央区万代 1-1-28</td> <td>〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>025-247-7433</td> <td>03-3567-2456</td> </tr> <tr> <td>受 付 日</td> <td colspan="2">月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日及び信用組合の休業日は除く）</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td colspan="2">9時00分～17時00分</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	新潟県信用組合協会	しんくみ相談所 【一般社団法人全国信用組合中央協会】	住 所	〒950-0088 新潟市中央区万代 1-1-28	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5	電話番号	025-247-7433	03-3567-2456	受 付 日	月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日及び信用組合の休業日は除く）		受付時間	9時00分～17時00分	
名 称	新潟県信用組合協会	しんくみ相談所 【一般社団法人全国信用組合中央協会】														
住 所	〒950-0088 新潟市中央区万代 1-1-28	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5														
電話番号	025-247-7433	03-3567-2456														
受 付 日	月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日及び信用組合の休業日は除く）															
受付時間	9時00分～17時00分															